

議案第3号

大阪広域環境施設組合職員定数条例の一部を改正する条例案

大阪広域環境施設組合職員定数条例（平成26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 管理者の補助機関たる職員は、 <u>484人</u> とする。 [(2)~(4) 略] [2・3 略]	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 管理者の補助機関たる職員は、 <u>486人</u> とする。 [(2)~(4) 同左] [2・3 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月8日提出

大阪広域環境施設組合管理者 松 井 一 郎

説 明

人事配置の見直しに伴い、職員の定数を変更するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。